

## 高齢者65歳以上に関する相談窓口 “地域包括支援センター”

地域包括支援センターは、高齢者と高齢者のみなさんに関わる人たちを、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から総合的に支援していくための総合相談窓口です。



### こんなときにご相談ください！

介護・福祉に関することのほか、「どこへ相談したらいいかわからない」といった悩みや、本人やご家族からの相談はもちろん、ご近所からの相談にも応じます。

たとえば…

- ・つまずいたり転んだりすることが多くなった
- ・お金の管理に不安を感じるようになってきた
- ・介護保険の認定を受けるには、どうしたらいい？
- ・高い布団を買ってしまって困っている…
- ・おばあちゃんの物忘れがひどくなってしまって…
- ・家族の介護に不安があるんだけど…
- ・近所のおばあさんの顔や腕にあざが増えている気がする…
- ・ひとり暮らしのおじいさんを「最近見かけない」、「ポストに郵便物や新聞がたまっている…」



### 相談したいときはどうしたらいいの？

窓口でもお電話でもご相談いただけます。ご希望により、ご自宅にも伺いますので、お気軽にご相談ください。

さまざまな困りごとを解決できるよう、専門の職員が対応し、相談内容に応じて関係機関と連絡を取り合い、高齢者に必要な支援やサービスに繋がります。

### こんなこともしています！

- ・支援が必要な高齢者宅への訪問
- ・「生活元気度調査」や「憩いのサロン」等、介護予防や健康維持のための取り組み
- ・高齢者の財産と権利を守る「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」活用のお手伝い
- ・認知症迷い人 SOS 情報ネットワークの受付

## 地域包括支援センター ☎ 74 - 3305

窓口時間 8:30~17:15

(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

場所 役場敷地内 思いやりセンター1階



## 高齢者向け福祉サービスのご案内 ▶ 問合せ 役場福祉課

町で実施している高齢者のための福祉サービスについてご紹介します！

### 住み慣れた住宅をバリアフリーに

#### <手すり設置費用助成事業>

高齢者等が居住する家屋内で、転倒の要因となりうる箇所を全体的に見直し、必要な手すりを設置する工事について、対象工事費の2分の1を助成します。(同一住宅につき上限5万円)

○対象者 (次のいずれかに該当する人)

- ① 70歳以上であり、介護保険の要介護・要支援に該当せず、基本チェックリストの生活機能全般または運動器機能の項目において該当する人
- ② 視覚障がい者で1~3級の身体障害者手帳を所持している人

○対象工事

手すり設置(玄関(アプローチ含む)、浴室、トイレ、廊下、階段等)およびこれに付帯する工事

※工事前の審査がありますので、役場福祉課までお早めにご相談ください



### ひとり暮らし高齢者の見守り

#### <高齢者台帳(シルバーカード)登録制度>

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるように、緊急時の連絡先等を高齢者台帳(シルバーカード)に登録します。

ご登録いただくと必要に応じて、民生委員による日常的な見守りや、緊急通報装置の貸出等が受けられます。

○対象者

65歳以上のひとり暮らしの人で、同一敷地内および該当者の居住地から500m以内に養護義務者(息子、娘等)が住んでいない人



▲緊急通報装置

### 日常生活の支援

#### <在宅高齢者介護予防事業>

主に要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上の虚弱な高齢者を対象としています。

・配食サービス

調理や外出が困難である場合に、ボランティアが昼食のお弁当をお届けします。

料金 おかずのみ450円・ご飯つき500円 配食時間 平日の昼食

・ショートステイ

介護者が旅行や病気、冠婚葬祭等の事情で介護ができない場合に、施設等に短期間入所することができます。

料金 1,730円/1日(飲食費として) 期間 1週間程度

※このほかに、寝具クリーニング、ホームヘルプサービス事業、日常生活用具の給付等も行っています。詳しくは、役場福祉課までお問合せください